

報告第1号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市市税条例の一部を改正する条例の制定)
税 務 課	独立行政法人森林総合研究所に対して課する固定資産税に係る特例措置を廃止する等とした地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例についても早急に改正する必要が生じたため、同年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。
<p>【関係法令】 地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号） 平成25年3月30日公布 平成25年4月1日施行</p> <p>【改正内容】</p> <p>1. 特例措置の廃止</p> <p>独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る納税義務者の特例措置を廃止する。</p> <p>○市税条例第54条（固定資産税の納税義務者等） 第5項の改正</p> <p>○ 〃 第131条（特別土地保有税の納税義務者等）第4項の改正</p> <p>2. 都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった<u>備蓄倉庫</u>に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設</p> <p>大規模地震発生時の滞在者等の安全を確保するため、食糧、水等の備蓄物資を保管する倉庫に係る固定資産税を床面積に応じて軽減する。軽減率：3分の2</p> <p>※兵庫県では神戸市及び尼崎市のみ（法で規定⇒条例で規定） (都市再生安全確保計画に記載された、多数の滞在者が数日間の退避生活を送るための食糧、水、毛布等物資を<u>備蓄する倉庫</u>)</p> <p>○市税条例附則第10条の2(法附則第15条第2項第6号等で定める割合)の改正</p> <p>法附則第15条第10項⇒法附則第15条第9項</p>	